

障害年金の認定（眼の障害）に関する専門家会合 開催要綱

1 趣 旨

障害年金の認定のうち、眼の障害について、平成 24 年の専門家会合で検討課題とされた事項や、日本眼科学会・日本眼科医会の取りまとめ報告書を受けた身体障害者手帳（視覚障害）の認定基準の見直し内容等を踏まえ、障害認定基準及び診断書様式の見直しを検討することが必要である。このため、大臣官房年金管理審議官が眼の障害に関する専門家の参集を求め、「障害年金の認定（眼の障害）に関する専門家会合」（以下「専門家会合」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 眼の障害に関する障害認定基準の見直し（視力障害、視野障害）
- (2) 眼の障害用の診断書様式の見直し
- (3) その他

3 構 成

- (1) 専門家会合の構成員は、別紙に掲げるものとする。
- (2) 専門家会合は、眼の障害に関する医療の専門家 5 名で構成し、座長は構成員の互選により選出するものとする。
- (3) 座長は、必要に応じて関係者等に出席を求め、意見を聴取することができるものとする。

4 運 営

- (1) 事務局は、日本年金機構の協力を得て、年金局事業管理課給付事業室において行う。
- (2) 専門家会合は、対象となる患者が特定されるなど、個人情報保護の観点から特別な配慮が必要と認められる場合等を除き、公開する。
- (3) この要綱に定めるもののほか、専門家会合の運営に必要な事項については、専門家会合において定める。

「障害年金の認定（眼の障害）に関する専門家会合」構成員名簿

氏名	所属及び役職
おぎの 荻野 公嗣	荻野眼科医院 院長
ひらつか 平塚 義宗	順天堂大学医学部眼科学講座 眼科 前任准教授
ふじかど 不二門 たかし 尚	大阪大学大学院生命機能研究科特別研究推進講座 特任教授
まつもと 松本 長太	近畿大学医学部眼科学教室 教授
やまだ 山田 愛	杉田眼科クリニック 院長

(敬称略：五十音順)